

諮問番号：令和4年度 諮問第1号

答申番号：令和4年度 答申第2号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁が行った、障害等級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第6条第3項に規定する障害等級をいう。以下「等級」という。）3級の精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳をいう。以下「手帳」という。）の交付決定（以下「本件処分」という。）について、従前は等級が2級であったが、状況も環境もむしろ悪化した最中、3級に認定されたことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めている。

#### 2 処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）の主張の要旨

令和3年9月7日付けで作成された請求人に係る診断書（以下「本件診断書」という。）によれば、請求人の等級は3級と判定されるものであり、また、手続においても瑕疵はないことから、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

#### 1 審理員意見書の要旨

##### (1) 事案の概要

ア 請求人は、有効期限が令和2年10月31日までとされた手帳の交付を受けていた。当該手帳には、等級が2級である旨記載されていた。

イ 令和2年10月30日、請求人は、処分庁に対し、手帳の更新申請（法第4

5条第4項に規定する認定に係る申請をいう。以下同じ。)を行った。

ウ 令和2年11月16日、処分庁は、前記イの更新申請に対し、等級を2級とする更新決定を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、国においては、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとし、この場合、等級は従前の等級によるものとするとの臨時的な取扱いを定めたところ、当該更新決定は、国が示した内容に即した取扱いである「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の臨時的な取扱いについて」（令和2年5月15日付け札障第12139号障がい保健福祉部長通知）に基づき、診断書の提出を令和3年10月31日まで猶予した上で、等級を従前の等級どおりとする臨時的な取扱いとなっている。

エ 令和3年9月24日、請求人は、処分庁に対し、本件診断書を提出した。

オ 令和3年10月5日、処分庁は、札幌市精神保健福祉センター（以下「センター」という。）に対し、本件診断書を送付し、等級の審査判定を依頼した。

カ 令和3年10月29日、センターは、本件診断書の記載内容に基づき、請求人の等級を3級と判定し、その旨を処分庁に通知した。

キ 令和3年11月8日、処分庁は、前記カの判定に基づき、請求人に対し、本件処分を行った。

ク 令和3年11月15日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

## (2) 判断

申請から本件処分に至る手続の形式面において、違法又は不当な点は認められず、また、請求人には精神疾患が存在することが確認でき、精神疾患（機能障害）の状態については本件診断書の記載内容からは等級を特定できないものの、能力障害（活動制限）の状態は3級に該当し得ることが確認できることを総合的に考慮すると、請求人の等級を3級と判定したことが不合理であるということとはでき

ないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 2 審理員審理の経過（日付は、令和3年又は令和4年）

11月30日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
12月27日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
12月30日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
1月11日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
1月18日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

## 第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

## 第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和4年）

5月27日	審査庁が、本審査会に諮問
6月6日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
8月23日	第1回調査審議（令和4年度第2回札幌市行政不服審査会）

## 第6 本審査会の判断の理由

手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、施行令で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない（法第45条第4項）、当該認定の申請（手帳の更新申請）は、医師の診断書等を添えて行うものとされている（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第28条第1項において準用する同令第23条第2項第1号及び第2号）。また、手帳の更新申請について、医師の診断書を添えたものである場合は、精神保健福祉センターで判定を行い（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）別紙の第3の1(4)）、都道府県知事は、申請者が施行令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、その者の手帳に必要事項を記載した後に当該手帳を返還し、又は先に交付した手帳と引換えに新たな手帳を交付しなければならないこととされている（施行令第8条第2項）。

なお、都道府県が処理することとされている精神保健及び精神障害者福祉に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市が処理するものとされており（法第51条の12第1項、施行令第13条、地方自治法第252条の19第1項第10号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の36第1項）、札幌市においては、当該認定に係る事務は、市長から保健福祉部長に委任されている（札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第8号）。

また、前記の「施行令で定める精神障害の状態」とは、等級（障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級）に該当する程度のものでされており、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであれば2級に、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものであれば3級にそれぞれ該当するものとされている（施行令第6条第1項及び第3項）。そして、その等級の判定の基準は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準通知」という。）により示されており、判定基準通知の運用に当たっては、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（同日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項通知」という。）に示された事項に留意することとされている。

そこで、本件について見ると、センターが本件診断書に基づいて請求人の等級を3級に該当するものと判定し、処分庁が当該判定に基づいて本件処分を行ったことが認められるところ、判定基準通知別紙及び留意事項通知別紙の1において、等級の判定は、「精神疾患の存在」、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」の確認を行った上で、精神障害の程度を総合的に判定して行うものとされている。

まず、「精神疾患の存在」については、本件診断書の「①病名」において請求人の主たる精神障害として「統合失調症（遺残型）」が記載されていること、「②現病歴」において主に投薬治療と精神療法を受けている旨の記載があること及び「③現在の状況、状態像等」において請求人に幻覚・妄想の症状がある旨の記載があることから、精神疾患の存在を確認することができる。

次に、「精神疾患（機能障害）の状態」については、判定基準通知別紙の表の「精神疾患（機能障害）の状態」の欄に「統合失調症によるもの」に係る等級の判定基準が示されている。当該基準によると、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるものは1級に、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるものは2級に、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるものは3級にそれぞれ該当するものとされている。

この点、本件診断書の「④ ③の病状・状態像の具体的な程度、症状、検査所見等」において、「深夜静かな時に不安感が高まり、「つかまるぞ」「狙われている」等の声が聞こえることがある」との記載があることから、請求人の精神疾患（機能障害）が一定の状態にあることが認められる。

その一方で、「② 現病歴」において「現在幻覚は殆どないと云う」との記載があり、「④ ③の病状・状態像の具体的な程度、症状、検査所見等」において上記の声について「最近は少しなくなると話す」との記載があることから、その状態が一定程度改善していることが伺われ、これらの記載を見る限り、人格変化の程度が著しいとはいえず、「精神疾患（機能障害）の状態」は3級に該当すると考えられ、2級程度とまでは認められない。

次に、「能力障害（活動制限）の状態」については、判定基準通知別紙の表の「能力障害（活動制限）の状態」の欄に示されている等級の判定基準によると、①適切な食事摂取、②身の清潔保持、③金銭管理と買物、④通院と服薬、⑤他人との意思伝達・対人関係、⑥身の安全保持・危機対応、⑦社会的な手続や公共施設の利用、⑧趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加の8項目について、できない場合は1級に、援助なしにはできない場合は2級に、自発的に又はおおむねできるがなお援助を必要とする場合は3級にそれぞれ該当するものとされている。

また、留意事項通知別紙の3(5)において、前記①から③まで及び⑥を日常生活に関連する項目に、その他を社会生活に関連する項目に分類した上で、「どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある」とされている。

さらに、留意事項通知別紙の3(6)において、日常生活能力の程度に応じた等級が

示され、「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」（等級がおおむね2級程度）とは、食事、保清、金銭管理、危機対応（日常生活に関連する4項目）に中等度ないしは重度の問題があって、必要な時には援助を受けなければできない程度のものでされ、「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」（等級がおおむね3級程度）とは、活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のものでされている。

この点、本件診断書の「⑦生活能力の状態」において、日常生活能力の判定について、「1 適切な食事摂取」は「自発的にできる」と、「2 身の清潔保持」は「自発的にできるが援助が必要」と、「3 金銭管理と買物」、「4 通院と服薬」、「5 他人との意思伝達・対人関係」、「6 身の安全保持・危機対応」、「7 社会的手続や公共施設の利用」及び「8 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」は「適切にできる」とされ、日常生活能力の程度は「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」とされていることが認められるところ、これらの記載内容からは、「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とはいえず、「能力障害（活動制限）の状態」がおおむね2級程度であるとまでは認められない。

なお、請求人は、本審査会に提出された主張書面（令和4年6月6日付け意見書）において、「3 金銭管理と買い物」が「適切にできる」とされていることについて、「当該審査請求人の収入、所得（所得証明や、年金支給停止処分（甲第2号証））は〇円になっている」（11ページ）、「実際には、高齢の母親に全面金銭援助を受けざるを得ない状況に陥っているわけであって、本人にしても明らかに無理な話であって、仮に〇円で生活できるか、店で買い物できるかと言ったら、誰であろうとできると思われるのでしょうか」（12ページ）などと主張し、具体的には「援助があればできる」が適切である旨を主張している（甲第1号証の診断書）。しかしながら、「3 金銭管理と買い物」に係る日常生活能力の判定については、判定基準通知別添1の(2)②において、「金銭の認知、買い物への意欲、買い物に伴う対人関係処理能力に着目する」とされており、収入・所得の状況といった経済的な事情を考慮するものではないことから、請求人の主張を認めることはできない。その他、請求人は、当該主張書面において、「瑕疵ある記載としては、「⑦日常生活能力の状況(1)日常生活能力の判

定、(2)日常生活能力の程度」については、現実離れした、無理な項目の能力が不適切にも○印がなされており」(16ページ)などと、本件診断書の記載内容の誤りを主張するが、当該主張はいずれも経済的又は社会的な事情により援助が必要であり、日常生活に著しい制限を受けているという趣旨であり、医学的な知見に基づく日常生活能力の判定及び程度とは無関係である。

以上の本件診断書における記載内容を総合的に勘案すると、請求人の精神障害の状態について、精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)が一定の状態にあり、日常生活及び社会生活に一定の制限を受けていることは認められるものの、施行令第6条第3項に規定する日常生活の制限の程度が著しいもの(2級該当)であるとまでは認められないとして、請求人の等級を3級としたセンターの判定に不合理な点は認められず、したがって、当該判定に基づいて行われた本件処分に違法又は不当な点は認められないというべきである。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なもの認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

#### 札幌市行政不服審査会

委員(会長)	片桐由喜
委員	中島正博
委員	津田智成